

退職後の健康保険 3つ比べて選択を

知らなきや損する

退職する日が近づいてきた人が、特に気を付けなければならないのが「健康保険」の手続きです。75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入するので、退職してから75歳までの間は、選択肢の中からどれかを選ぶことになります。

再就職する場合は、「新しい勤め先の健康保険に加入」ですが、再就職しない場合、選択肢は3つです。

①「家族の健康保険に加入」
②「勤め先の健康保険で任意継続」
③「市・町の国民健康保険に加入」です。どれを選んでも70歳までは自己負担は3割で変わりませんが、保険料は異なります。

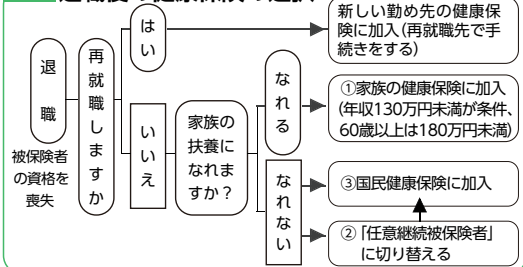
①家族の健康保険に加入する（「被扶養者」になる）場合は、保険料の負担はありませんが、加入する際に条件があります。例えば60歳未満の場合は年収130万円未満、60歳以上の場合は年収180万円未満などです。

②「勤め先の健康保険に任意継続」は、退職時の資格（「被保険者」）を喪失し、「任意継続被保険者」として勤め先の健康保険に加入する制度です。加入は最大で2年間、退職までに継続して2カ月以上の被保険者期間があれば任意継続できますが、「退職翌日から20日以内」に手続きが必要になります。

③「①」と「②」以外の方は、「住んでいる市・町の国民健康保険に加入」です。

選択するうえで気になるのが、扶養家族も含めた保険料です。②任意継続の保険料は、退職時のお給料（標準報酬月額）に基づいて決定されます。勤めていた時の保険料は、勤め先が半分負担をしていましたが、退職した

【参考】退職後の健康保険の選択



ので全額負担です。退職時のお給料が高額な場合は、別途保険料が計算されるので勤務先に確認しましょう。③国民健康保険の保険料(税)は、前年(退職の前の年)の所得と扶養家族の扱いはないので国民健康保険の世帯の人数に応じて決定されます。市・町で保険料(税)の算定方法は異なりますので、国民健康保険の窓口で確認しましょう。

普通は、①被扶養者になれなければ、②か③の選択でしょう。まずは保険料を比較しましょう。一般的には任意継続の方が保険料は低いと思われます。そして、高額療養費などの健康保険の給付内容も比較して、選択が②になったら、20日以内に手続きを忘れずに行いましょう。お忘れと③の前年の所得で計算される国民健康保険になります。翌年は、前年の所得金額が変わるでしょうから再度保険料を確認して選択を再検討してみましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

☎076-232-2038 (株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン